

日本の死刑廃止論者 中江兆民の死刑廃止論

本稿は、筆者の「日本の死刑廃止論者」と題する列伝（構想）中の一節である。平成元年、「JCCDニュース」第50号に安部磯雄、その後、佐々木満氏主宰の季刊「刑罰史研究」誌に、幸徳秋水・大内青巒・柏木義円・片山哲・島地黙雷の諸氏に関する同巧の拙文を掲載させていただいたものの、佐々木氏の永眠に伴い、平成16年第33号をもって同誌は廃刊になり、続稿の発表の場を失った。本稿は、当時ほぼ脱稿していたものに手を加え、寄稿させていただいたものである。

目次

- 1. 死刑廃止運動における行実 2
- 2. 兆民の生涯の大略 4
- 3. 余語録 5

(プロフィール)

安形 静男

昭和10(1935)年静岡県生まれ。元・関東地方更生保護委員会委員。元・宮崎産業経営大学法学部教授。ホトトギス同人。更生保護法人更新会参与。

主な編著書に「死刑問題文献目録」(2007年、宮崎産業経営大学法学会)、「社会内処遇の形成と展開」(2005年、日本更生保護協会)、「更生保護関係文献目録」(1990年、日本更生保護協会)、句集「机上の林檎」(2007年、阿蘇叢書)、主な共編著書に「更生保護50年史」(2000年、日本更生保護協会)、「更生保護史の人びと」(1999年、日本更生保護協会)、「静岡県勸善会百年史」(1994年、金原治山治水財団ほか)、「講座少年保護(3)処遇と予防」(1983年、大成出版社)、「保護観察のための処遇ハンドブック」(1977年、文教書院)など。

東洋のルソーと謳われた中江兆民（1847—1901）が死刑廃止論者であったと聞いても驚く人はいないであろうが、兆民が死刑廃止を主張した論文を執筆していることは、法学者の間でもあまり知られていないようである。明治以降の死刑論を展望した諸先達の著書が、いずれも兆民の論文に特には言及していないのであるから、そう断じて許してもらえないのではないだろうか。

1. 死刑廃止運動における行実

兆民は、明治7（1874）年5月にフランス留学から帰国しており、その年の10月には、ルソーの社会契約論を『民約論』として翻訳し、カナ混じりの訳文が出来上がっていたという¹。その翻訳（民約論の巻之二）には「生殺ノ権」と題して「人ヲ殺ス以テ之ヲ政府ニ与フルト云フハ非ナリ」とある²。これが、兆民の死刑問題への関心の起点であろうか。後年刊行された『民約訳解（巻之二）』にも第五章「人ヲ生殺スル之権」がある³。

兆民の死刑への言及は、明治20年5月に出版された『三酔人経綸問答』に登場する。兆民は同書において、洋学先生に、要旨次のように語らせている。

「民主平等の制を建立し、人々の身を人々に還し……兵備を廃し侵略戦争の意無きことを他国に示し、一国を挙げて道德の園と為し……男女を別たず、選挙権あり……大に学校を起し……国人をして君子となる手段を得せしめ、死刑を廃して法律的残酷の絞具を除き……言論、出版、結社に係る条令を罷め……是れ其綱領なり」⁴。「欧州諸国或は死刑を廃せし者有り、是れ自から欧州諸国の進化なり」⁵。

この表現を以ってしては、兆民がその思い描く理想郷においては、死刑のない国家の姿を想定していたとは言えても、直ちに死刑廃止を主張したとまでは言えぬかもしれない。しかし兆民の明確な死刑廃止への意思は、その後遠からぬ時期に発表された「帝国之法律」創刊号（明治22年3月30日発行）における次の論文に表明されている⁶。

[原文は縦書き。句読点は筆者]

「死刑廃止論

中江兆民

抑モ古昔ベッカリヤ氏ノ一タビ死刑廃止論ヲ主道スルニ至テヤ泰西ノ碩儒之レニ左袒スル者多カリシガ他邦ハ姑ク之ヲ措キ佛蘭西国ニ行ハレタル死刑廃止論ノ沿革ヲ略説センニ第十世^{ミヤ}ノ末ニ当リ議論大ニ起キ彼ノ革命ノ際ニ臨ミマラロベスピエール及ビジロンド党ノ首領タルブリッソーノ輩ハ皆ナ残忍刻暴ニシテ幾多ノ生靈ヲシテ刑棚上ニ戮死セシメ其身モ亦或ハ死刑ニ処セラレ或ハ兇徒ノ為メニ屠戮セラレナガラ其生前ニ於テハ皆死刑ヲ非トシテ痛ク之ヲ論ゼリ。蓋シロベスピエールハ一千七百九十一年憲法議會ノ論壇ニ於テ其激烈ノ弁ヲ騁セテ之ヲ論ジ路易十六世刑死ノ後コンバンションノ政府ニ於テ一時雷名ヲ轟カシタルコンドルセーモ亦之ヲ論ジ爾来死刑廃止論ハ常ニ世ニ囂々タリ。降テ一千八百三十年シャルト十世ノ宰相ノ罪ヲ論ゼントスルノ際議論又大ニ起リ一

¹ 河野健二「東洋のルソー 中江兆民」（中公バックス『日本の名著 中江兆民』（1984年7月、中央公論社）17頁）

² 『中江兆民全集（第11巻）』（1984年6月、岩波書店）12頁

³ 前掲注2・119頁以下

⁴ 中江兆民『三酔人経綸問答』（岩波文庫）（1965年3月、岩波書店）151頁

⁵ 前掲注4・193頁

⁶ 前掲注2に収録されている。

千八百四十八年共和政府ノ憲法ヲ制定セントスルニ方リ学士輩相競フテ論弁シ一千八百五十一年ニ迨ビ遂ニ国事犯ニ関シテ死刑ヲ廃スルニ至レリ。

夫レ死刑廃止論ノ斯ノ如ク世ヲ逐フテ紛起シ暫ク止ミテ又起ル所以ノモノハ他無シ、当時佛蘭西国騒乱相踵ギ諸党相凌ギ甲トレ乙起リ政府ノ顛覆セシコト数次ニシテ其際武人儒生学士論客ノ別ナク凡ソ国中有為ノ士前後相繼デ死ニ就キ拳国人一変シテ蛇虺鬼蜮トナリタルガ如クナリシモ、幸ニシテ其間自ラ識見高尚ニシテ一時弊風ノ為メニ動かサレズ理ニ仗リ義ヲ守リシ者モ亦往々之レ有リシヲ以テナリ。ワルトラン氏曰ク我国死刑廃止論ノ屢々発スルヤ政体変更ノ後ニ在リテ人心為メニ攪乱セラレ是ニ於テ乎哀憐ノ情油然トシテ発スルニ至レリ云々。

ジャン、ジャック、ルーソーガ譬喩ヲ引キ人若シ楼上ニアリテ猛火ノ將ニ己レヲ焼カントスル時性命ヲ傷残スルヲ顧ミズ身ヲ窓外ニ投ジテ火ヲ避クルヲ得ルガ如ク人ノ己レヲ害センコトヲ避クルガ為メ己レ人ヲ害セバ性命ヲ授ク可シト約スルノ権アリト論ジ社会ニ死刑ヲ行フヲ得ルノ権アルハ此約束ニ基クト定メタリ。素ト約束ヨリ起ルトスレバ後世先人ノ愚蒙ヲ悟リ且ツ社会ニ要無シトスルトキハ何ゾ之ヲ廃スルヲ得ザル有ラン哉。

抑モ社会ノ刑罰ヲ行フヲ得ルハ何ゾヤ。其正理ニ適シ併セテ緊要欠ク可カラザル者アレバナリ。故ニ死刑ノ廃止スベキカ將タ保存スベキカヲ知ラント欲セバ其正理ニ適シテ社会ニ緊要ナルカ將タ否ラザルカヲ断定スルニ在リ。請フ、先ヅ其果シテ正理ニ適スルヤ否ヲ論ゼン。

人ノ性命ハ稟賦ノ強弱ト撰生ノ良否トニ由リ天寿定リナシト雖ドモ其自ラ寿ヲ得ント欲スルハ人々ノ常情ナリ。豈ニ同一人類ニシテ他人ノ私ニ與フルヲ得ルモノナランヤ
(未完)

本編の内容は、主としてフランスにおける死刑廃止論の沿革について述べたものであって、このさき兆民自身の死刑廃止論を展開するための序説ないしは前段にあたるものと言えよう。これが出典である『兆民全集（第11巻）』巻末の松永昌三氏による解題によれば、原典は「帝国之法律」第1号（明治22年3月30日発行）に掲載されたものであり、同誌の第2号は、同年4月15日発行されているが、続稿の掲載がなく、第3号以下は発行されたか否かは不明であるという⁷。兆民自身の所論の展開を欠くとはいえ、兆民の論文の帰結が死刑廃止にあったことは、明らかであろう。第3号はおそらく発行されなかったのではあるが、続稿が発見されていないことはつくづく惜まれる。

「帝国之法律」は、大阪「帝国研法会本部」から発行され、会主谷俊又、発行人木戸一雄、編輯人福田宗次郎、創立委員には中江篤助（兆民）のほか、植木枝盛・森脇直樹・波越四郎・小田純一郎らの名があった⁸。このうち植木枝盛は、明治14年の「愛国新誌」に死刑廃止論を発表している⁹。

兆民の佛学塾で学んだ田部香蔵（1864—1923）は、明治法律学校の発行する「明法雑誌」の第9号（明治18年10月）第12号（明治19年1月）に、ジュール・バルニーの「死刑論」を翻訳紹介している¹⁰。また、同じく佛学塾出身の佐野尚は、大日本監獄協会雑誌の第10号（明治22年7月）に「死刑を以て犯罪を圧止するの駁説を読む」と題して、死刑廃止論を展開している¹¹。佐野は大日

⁷ 松永昌三「解題」（前掲注2・465頁）

⁸ 前掲注7

⁹ 植木枝盛「万国ノ政府ハ断然死刑ヲ廃止スベキヲ論ズ」愛国新誌20（明治14年1月13日）、同21（明治14年1月23日）（明治文化全集『自由民権編（続）』（1956年1月、日本評論社）157～160頁〔辻本義男『史料日本の死刑廃止論』（1983年4月、成文堂）21～26頁〕）

¹⁰ 松永昌三『中江兆民評伝』（1993年5月、岩波書店）255頁、辻本・前掲注9・28頁。

¹¹ 佐野尚「死刑を以て犯罪を圧止するの駁説を読む」大日本監獄協会雑誌第15号（明治22年7月）18～23頁〔辻本義男『史料日本の死刑廃止論』34—37頁〕

本監獄協会の創立者の一人である。そして、兆民の学僕に始まり、のちに兆民の若き日の号「秋水」を受け継いだ幸徳傳次郎もまた、明治35年に「死刑廃止論」を発表している¹²。以上は、兆民塾に連綿として続く死刑廃止論の系譜である。

兆民は、『一年有半』（明治34年刊）において、星亨を暗殺した伊庭想太郎について面識ありと述べ、「極めて温厚沈重の人なり。而してこの拳に出づ、謂はれなしといふべからず。但暗殺その事の善か悪かこれ言ふまでもなし、刑法人を殺すなほ大に議すべきありて、死刑を廃するの論各国に行はるる所以なり、いはんや人々相殺すにおいてをや」と述べている¹³。また『統一年有半』（明治34年刊）においても「かつ懲罰を以て復讐的なものとしやうとして、ここに以て犯と罰とが相ひ称ふの重要視するが如きは、尤も陋見といはねばならぬ、虫の喰ってる旧思想といはねばならぬ。死刑を廃せむとの傾向正に殷なる今日において、復讐的刑法を割出して哲学の一説と為すが如きは、尤も謬戾といはねばならぬ」としている¹⁴。明らかに死刑廃止の立場に立つものである。

2. 兆民の生涯の大略

兆民（中江篤助、1847—1901）は、弘化4年10月10日、高知城下に生まれた。父は土佐藩の足軽であった。7歳時にはペリー来航、12歳時には安政の大獄という時代に成育している。門弟の幸徳秋水は、その著『兆民先生』において「家甚だ貧、而も母堂貞烈にして気胆あり。紡織自ら給し、其二児を訓誨する極めて厳。人皆な其賢を称せりと云ふ」と述べている¹⁵。

15歳にして父を失い、家督を継いだ。藩校文武館開校と同時に入学、細川潤次郎らに学ぶ。慶応元年（19歳）、細川の推挙により、土佐藩留学生として長崎に学びフランス語に出会う。慶応3年、長崎に来合わせた藩重役後藤象二郎に船賃を借り受け江戸に出た。村上英俊の塾に入ったが、妓楼に流連するなどして破門される。横浜でカソリックの神父の手伝いをしながらフランス語を学び、同年末兵庫開港にあたってはフランス公使に従い通訳を務めた。明治2年には箕作麟祥の塾に入り、大井憲太郎らと知り合う。翌年には大学南校の大得業生となり、フランス語講読を受け持つ。

明治4年、司法省九等出仕の肩書を得て、フランス留学の機を与えられる。明治7年政府の留学生総引き揚げの命により帰国。東京・麹町の自宅に仏蘭西学舎（のちの佛学塾）を開く。翌年元老院少書記官に登用されたが陸奥宗光との間に軋轢があり、2年に満たずして退く。司法省から、明治10年に『英国財産相続法』、同12年に『佛国訴訟法原論』を出版した。明治15年には、佛学塾から漢文による『民約訳解』を出版した。その訳稿は、以前から書き写されて植木枝盛ら土佐人の間に読み継がれていたという。

明治14年、西園寺公望を社長として創立された「東洋自由新聞」に主筆として迎えられたが、社長西園寺の内勅による退社や、社員松沢求策・上田長次郎の逮捕などによって廃刊。明治15年、自由党の機関紙「自由新聞」の社説掛となった。

いわゆる三大事件建白運動は、兆民を初めて政治的实践に捲き込んだ事件であるが、これを機として政府は明治20年末、保安条例を公布、これにより東京から退去させられ、大阪に移った兆民は、同21年「東雲新聞」を創刊してその主筆を勤めた。幸徳が兆民の学僕となったのは、この頃のことである。

¹² 安形静男「幸徳秋水の死刑廃止論」刑罰史研究14号（1999年7月、刑罰史研究会）

¹³ 『一年有半』（岩波文庫）（1995年4月、岩波書店）27頁

¹⁴ 『統一年有半』（岩波文庫）（1995年4月、岩波書店）173頁

¹⁵ 幸徳秋水『兆民先生』（岩波文庫）7頁。以下、此の項については、多数の文献があり、注記を割愛させていただく。引用した以外には、なだいなだ『TN君の伝記』（1976年5月、福音館書店）を参考とした。

明治 22 年大日本帝国憲法の発布に伴う恩赦により、保安条例による退去処分が解除されて、兆民は上京をして自由党再興運動に参加をする。立憲自由党の機関紙「立憲自由新聞」を舞台として論陣を張ったが、第 1 回帝国議会において、明治 24 年 2 月 20 日、衆議院は予算削減に関し、議決する前に政府の同意を求めよとの動議を賛成多数で可決したことへ怒りを込めて、同月 21 日付の立憲自由新聞に「無血虫の陳列場」を発表して、議員を辞職した。

翌年には小樽に移り「北門新報」の主筆に転じ、これも一年余にして退社、その後多くの事業に手を染めたが悉く失敗に帰した。

その著訳著には、『民約訳解』（明治 15 年）、『維氏美学』（明治 16 年）、『理学沿革史』（明治 19 年）、『非開化論』『理学鉤玄』『佛和辞典』（明治 19 年）、『国会論』（明治 21 年）、『倫理学参考書道徳学大原論』（明治 27 年）などがあり、食道癌に罹り、余命一年半を宣告された後、『一年有半』（明治 34 年 9 月）、『統一年有半』（明治 34 年 10 月）と立て続けに出版した。いずれも版を重ねて、飛ぶような売れ行きであったという。

明治 34 年 12 月 16 日、小石川の自宅において死亡した。享年 54。遺言により無宗教の告別式が青山斎場で行われた。

その著作は『中江兆民全集（全 18 巻）』に収められているが、『三酔人経綸問答』『一年有半・統一年有半』と松永昌三編『中江兆民評論集』が、岩波文庫に収められている。

「東雲新聞」は『明治大正言論資料』（みすず書房）の第 10 巻及び復刻版（部落解放研究所）に、「東洋自由新聞」の復刻版は東京大学出版会から、「自由新聞」の復刻版は三一書房から、それぞれ出版されている。

3. 余語録

兆民の幼名は竹馬、これより戸籍名を篤助とした。兆民と名乗ったのは、明治 20 年の著『平民の目さまし』からだという。

ルソーの社会契約論を民約論と翻訳したのは、明治 7 年ごろのようである。明治 15 年に佛学塾から上梓した『民約訳解』は、漢文によるルソーの紹介書である。その前年に師の箕作麟祥がルソーの社会契約論を民約論と訳して以来、この訳語が定着していたという¹⁶。

¹⁶ 飛鳥井雅道『中江兆民』（1999年、吉川弘文館）91頁